

墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行うため、墨田区福祉作業所（以下「作業所」という。）を設置する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（事業）</p> <p>第4条 作業所は、次の事業を行う。</p> <p>法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること（以下「就労継続支援事業」という。）。</p> <p>〔略〕</p> <p>（利用対象者）</p> <p>第7条 就労継続支援事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（法第5条第14項に規定する就労継続支援に係るものに限る。）の交付を受けた者</p> <p>・ 〔略〕</p> <p>（契約の解除等）</p> <p>第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、就労継続支援事業の利用に関する契約を解除し、又は作業所の利用を停止し、制限し、若しくは終了させることができる。</p> <p>・ 〔略〕</p> <p>災害その他の事故により、作業所を利用することができなくなったとき。</p> <p>〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行うため、墨田区福祉作業所（以下「作業所」という。）を設置する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <p>法第5条第15項に規定する就労継続支援に関すること（以下「就労継続支援事業」という。）。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔同左〕</p> <p>法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（法第5条第15項に規定する就労継続支援に係るものに限る。）の交付を受けた者</p> <p>・ 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第10条 〔同左〕</p> <p>・ 〔略〕</p> <p>災害その他の事故により、作業所の利用ができなくなったとき。</p> <p>〔略〕</p>

付 則

この条例中第1条第1項及び第10条第3号の改正規定は平成25年4月1日から、第4条第1号及び第7条第1号の改正規定は平成26年4月1日から施行する。

障害者自立支援法の一部改正新旧対照表（抄）

改正後	改正前
<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>	<u>障害者自立支援法</u>

【施行期日】平成25年4月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正新旧対照表（抄）

改正後	改正前
<p>第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 この法律において「重度訪問介護」とは、<u>重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。</u></p> <p>4～9 〔略〕</p>	<p>第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、<u>共同生活介護</u>、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 この法律において「重度訪問介護」とは、<u>重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。</u></p> <p>4～9 〔略〕</p> <p><u>10 この法律において「共同生活介護」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排</u></p>

10 ~ 13〔略〕

14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

15 この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

16・17〔略〕

18 この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第1項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第89条第4項において同じ。）に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であつて厚生労働省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

19 ~ 26〔略〕

せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

11 ~ 14〔略〕

15〔同左〕

16 この法律において「共同生活援助」とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

17・18〔略〕

19 この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第1項若しくは第6項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第89条第4項において同じ。）に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

20 ~ 27〔略〕

【施行期日】平成26年4月1日